

令和6年11月29日

三重県薬剤師会
地域薬剤師会
保険薬局 各位

国立大学法人三重大学医学部附属病院
教授・薬剤部長 岩本 卓也

「三重大学医学部附属病院の院外処方箋における事前合意に基づく
調剤内容変更プロトコル第2.2版」への改定のお知らせ

平素より弊院の診療にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

表題のプロトコルにつきまして、内容の見直しを行い、下記の通り一部改定を行いましたのでお知らせいたします。プロトコル本文は三重県薬剤師会ホームページ会員サイト「医療機関からのお知らせ」に掲載しておりますので、ご確認ください。なお、今回の改定にあたり、薬局様より合意撤回のご連絡が無い場合は合意継続とさせていただきます。

改定版の運用開始は2024年12月1日といたします。関係する薬局薬剤師への周知をよろしくお願い申し上げます。

【ご留意ください】長期収載品の選定療養は、希望しない銘柄の後発品への変更を避けるため、処方医があえて選定療養としている場合もあります。本文にもございますが、プロトコル適用可否の判断に迷う場合は、疑義照会を行っていただきますよう、お願いいたします。

記

院外処方箋における事前合意に基づく調剤内容変更プロトコル 第2.2版
前版（第2.1版、2024年3月28日作成）からの変更点

◆文言の追加（頁はプロトコル本文のページを示しています）

8. プロトコルの対象とならない処方（3頁） 注釈として以下の文面を追加

※表2に含まれるプロトコル対象外薬剤であっても、疑義照会済みであればE-1を適用することは可能であるが、その際は適用可否について十分確認すること（曖昧な点や確認しないと医師の意図が理解できない場合は適用不可）。

◆プロトコルの追加

A-7：長期収載品の選定療養に係る処方箋記載の齟齬（6頁）

2024年10月1日施行の長期収載品の選定療養に関し、以下の状況において変更を可能とする。

【適用条件】

※以下の1.2.3をすべて満たす場合に変更可とする。

- 1.患者の意思は後発医薬品を使用可であること。
- 2.医師から先発医薬品に変更することやその説明を受けていないこと。
- 3.後発医薬品の使用により、効果不足や副作用発現を疑う症状がないこと。

① 選定療養を選択しているが、以前から後発医薬品を使用している場合、後発医薬品へ変更可（選定療養のキャンセル）

② 選定療養（患者希望）を選択しているが、患者の意思と異なる場合、後発医薬品へ変更可（選定療養のキャンセル）

③ 選定療養の理由が明らかに誤りと考えられる場合

例) 選定療養（患者希望）が選択されているが、患者の話では後発医薬品で副作用の既往があり、先発医薬品を医師が指定→「医療上の理由（安全性の観点）」へ変更

例) 医療上の理由（在庫状況）が選択されているが、薬局に在庫あり→後発医薬品に変更可

B-1：頓用あるいは回数指定の用法追記（6頁）

指示が無いあるいは「医師の指示通り」の場合に、用法指示の追加を行う（「1日1回 塗布」「右目点眼」等、一部の用法の記載はあるが、適用部位や回数の指示が不十分な場合も含む）。

【適用条件】

- ・以前に疑義照会を行っていること。
- ・患者面談にて、理解が十分確認できていること。

【例】

・ロキソプロフェン Na 錠 60mg 1回1錠 医師の指示通り
→歯が痛いとき、1日3回迄
(服薬指導時に医師の指示が確認できた場合、指示とする。)

◆文言の修正

D-2：一包化調剤（8頁）

(削除) 抗てんかん薬、免疫抑制薬についても対象とする

(追加) ※表2に示すプロトコル対象外薬剤のうち、抗てんかん薬、免疫抑制薬をD-2の対象とする。

以上

(お問い合わせ先)

国立大学法人三重大学医学部附属病院 薬剤部
担当：川瀬または向原

TEL：059-232-1111（内線 5331 薬務室）
E-mail：yakumu@clin.medic.mie-u.ac.jp